

# 法令等の改正

## 1 補償基礎額の扶養加算額の改正について

今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正されました。

今回の改正は、一般職の国家公務員の扶養手当の月額に改定に合わせ、補償基礎額の扶養加算額が次のとおり改正されたものです（傍線の部分は改正部分）。

（単位：円）

基準政令第2条第3項		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分		配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
平成28年度以前	加算額	433	217				
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る）	—	367				
平成29年度	加算額	<u>333</u>	<u>267</u>	217			
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る）	—	<u>333</u>	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る）	—	—	<u>300</u>			

## 2 介護補償の支給月額の改正について（平成29年4月1日から適用）

今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成18年総務省告示第503号）の一部が改正されました。

今回の改正は、労働者災害補償保険制度の介護補償の支給月額の改定に合わせ、介護補償の支給月額が次のとおり改正されたものです。

(単位：円)

区 分		支給月額	
		改正後	改正前
介護に要する費用として支出された額が最低補償月額を超える場合の限度額（他人介護）	常時介護	105,130	104,950
	随時介護	52,570	52,480
最低補償月額（親族介護）	常時介護	57,110	57,030
	随時介護	28,560	28,520

### 3 福祉事業の実施に関する規程の一部改正について

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和47年基金規程第4号）の一部を改正しました。

今回の改正は、地方公務員災害補償制度の奨学援護金の支給月額の改定に合わせ、次のとおり改正したものです。

(単位：円)

区 分	支給月額	
	改正後	改正前
小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に在学する者	14,000	13,000
中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者	18,000	17,000

また、一部の補装具に係る福祉事業の承認申請について、医師の意見書の代わりに写真等を添付することができることとしました。

これらの改正の新旧対照表等については、消防基金ホームページ（「ホーム」→「お知らせ」→「『福祉事業の実施に関する規定』の一部改正について」）を参照してください。